

# 個人情報保護に関する法律等の一部を 改正する法律案について

---

令和2年3月11日



**個人情報保護委員会**

Personal Information Protection Commission

# 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、**今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。**

## 改正法案の内容

### 1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和**する。
- **保有個人データの開示方法**（※）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**  
（※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求**できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

### 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。  
（※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

### 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**

（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

### 4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

### 5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる。**  
（※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金  
→ **1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**  
虚偽報告等：30万円以下の罰金 → **50万円以下の罰金**

- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる**（法人重科）。

（※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金） → **1億円以下の罰金**

### 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

# 參考資料

# 個人情報保護委員会とは

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。

## 【マイナンバー法関係】

マイナンバー法は内閣府が所管

行政機関等

地方公共  
団体等

民間

監視・監督

## 個人情報保護委員会

個人情報保護に関する  
基本方針の策定・推進  
広報啓発

国際協力

監視・監督等

苦情あっせん

## 【個人情報保護法関係】

個人情報保護法は委員会が所管

民間

監督

監視・監督

行政機関等

【行政機関個人情報保護法等関係】

※非識別加工情報に関連する部分のみ監視・監督

# 1980年 OECDプライバシーガイドライン（8原則）

## プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告 (1980年9月23日)

### 原則1 収集制限の原則

個人データを収集には制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らせめ又は同意を得た上で、収集されるべきである

### 原則2 データ内容の原則

個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきである。

### 原則3 目的明確化の原則

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないかつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

### 原則4 利用制限の原則

個人データの主体（本人）の同意がある場合、又は法律の規定による場合を除いて、個人データをその目的以外の目的のために利用してはならない。

### 原則5 安全保護の原則

個人データは、その紛失もしくは破壊・使用・改ざん、漏えいなどの危険に対して、合理的な安全管理措置により保護されなければならない。

### 原則6 公開の原則

個人データの収集を実施する方針などを公開し、データの存在やその利用目的、管理者などを明確に示すべきである。

### 原則7 個人参加の原則

データの主体が、自分に関するデータの所在やその内容を確認できるとともに、異議を申し立てることを保証すべきである。

### 原則8 責任の原則

データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。



世界の多くの国の個人情報保護法の立法にその考え方が採用される

# 個人情報保護法の基本的考え方

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定



## 個人情報保護法の目的

### 第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している ことに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

# 個人情報保護法の基本的考え方

## 個人情報保護法関連法体系イメージ

### 憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

### 個人情報保護法

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

#### 個人情報の保護に関する基本方針

#### 個人情報保護法

(4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

【対象】民間事業者

ガイドライン

Q&A

<民間分野>

行政機関  
個人情報  
保護法

国の行政機関

独立行政法人等  
個人情報  
保護法

独立行政法人  
等

個人情報  
保護条例

地方公共団体  
等

<公的分野>

※ 金融関連分野や情報通信分野等においては、これらのガイドライン等のほか別途分野ごとに定められているガイドライン等も遵守する必要がある。

# 個人情報取扱事業者が守るべきルール

## ① 個人情報を**取得・利用**する時のルール

⇒個人情報を取得した場合は、その利用目的を本人に通知、又は公表すること  
(あらかじめ利用目的を公表している場合を除く。)

## ② 個人情報を**保管**する時のルール

⇒情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

## ③ 個人情報を**他人に渡す**時のルール

⇒個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること

## ④ 個人情報を**外国にいる第三者に渡す**時のルール

## ⑤ 本人から個人情報の**開示を求められた**時のルール

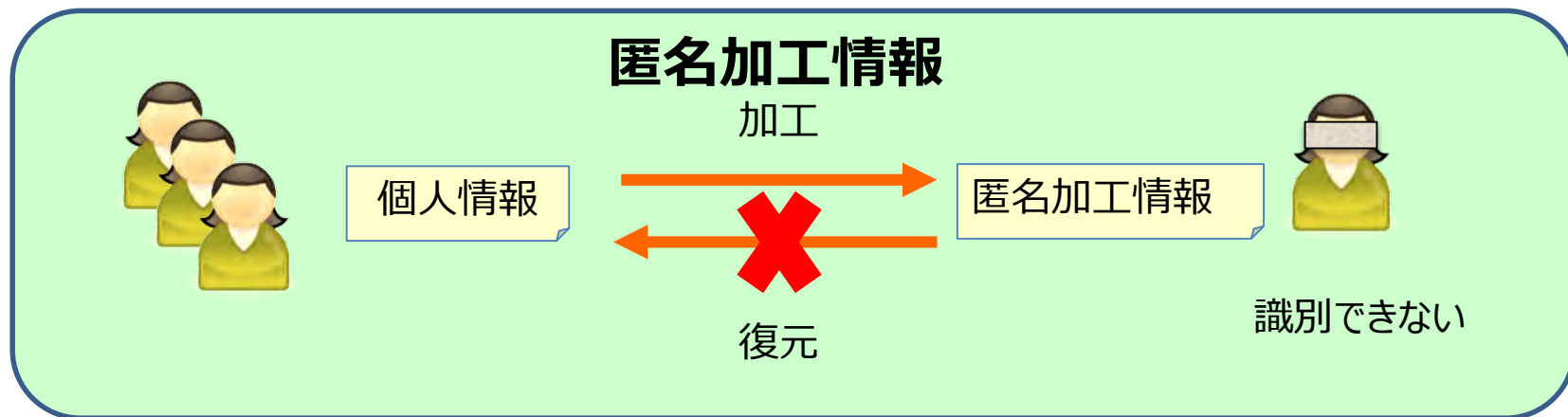
⇒本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること



# 匿名加工情報制度について

## ○匿名加工情報の制度

- 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報~~を復元できないようにした~~情報。
- 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律（作成時、第三者提供時の公表等）の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に個人情報保護法の改正により新たに導入。
- 匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



### 「匿名加工情報」に関する規則の内容

匿名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。なお、詳細は自主ルールに委ねる。

- 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- 個人識別符号の全部を削除すること
- 個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

# 匿名加工情報と仮名加工情報の利活用の事例

匿名加工情報（利活用の事例）	仮名加工情報（想定される事例）
<p>○ 匿名加工情報とすることで、本人の同意を得ることなく、<b>第三者への提供（販売）や目的外利用を行うことが可能。</b> 例えば以下のような利活用事例がみられる。</p> <p>① 購買履歴（ID-POSデータ）の利活用事例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>小売事業者が収集したポイントデータ等の「利用者が、いつ、どの店舗で、何をいくつ購入したか」というID-POSデータについて、匿名加工を行った上で、<b>商品の仕入れ元のメーカーや卸業者に販売。</b></li><li>メーカーや卸業者はターゲットを絞った分析が可能。</li></ul> <p>② 処方箋記載事項の利活用事例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>調剤薬局が取り扱う処方箋に含まれる患者情報（年齢・性別）及び調剤情報（薬局、調剤年月日、薬剤名）について、匿名加工を行った上で、<b>専門シンクタンクに提供。</b></li><li>専門シンクタンクは医薬品産業・ヘルスケア産業・研究機関等に対し、情報提供やコンサルティングを行っている。</li></ul> <p>③ レセプトデータ（健康保険組合）の利活用事例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>健康保険組合が保有するレセプトデータについて、匿名加工を行った上で<b>医療DB事業者</b>に提供。</li><li>医療DB事業者は健康保険組合や研究機関や製薬会社等に対して、データ提供やコンサルティングなどのサービスを提供。</li></ul>	<p>○ 仮名加工情報とすることで、それ単体では特定の個人を識別できなくなるため、加工前の個人情報よりも<b>漏えいリスクを低減</b>させつつ、<b>データとしての有用性を、加工前の個人情報と同等程度に保つ</b>ことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を、<b>比較的簡便な加工方法</b>で実施することが可能。例えば以下のようなケースが想定される。</p> <p>① <b>当初の利用目的としては特定されていなかった新たな目的で、データセット中の特異な値が重要とされる医療・製薬分野における研究用データセットとして用いるケースや、不正検知等の機械学習モデルの学習用データセットとして用いるケース等。</b></p> <p>② 事業者が過去に取得した個人情報を新たな形で利活用（特定の個人を識別する必要のないもの）したい場合に、その利活用が、<b>当初に特定した利用目的の範囲内に該当するものであるか、判断に迷うようなケース。</b></p>

# 官民を通じた個人情報保護法制の調和に向けた検討

## ■行政機関

関係機関と連携して検討

関係省庁によるタスクフォースを立上げ

(令和元年12月25日に第1回会合)

個人情報保護制度の見直しに関する検討会を立上げ

(令和2年3月9日に第1回会合)

令和3年の法案提出を目指す

## ■地方公共団体

地方自治体と懇談会を発足済み。これまで2回開催。

(令和元年12月2日に第1回会合、令和2年1月29日に第2回会合)

現行制度

個人情報保護委員会

個人情報保護法

民間企業

総務省行政管理局

行政機関  
個人情報保護法

行政機関

独立行政法人等  
個人情報保護法

独立行政法人等

各地方公共団体

個人情報保護条例

地方公共団体